

「バスケの街能代ロゴ」使用のルールづくりに向けた検討について

○基本事項

- ・ロゴ使用の趣旨  
バスケの街の雰囲気を広く浸透させるため、できるだけ多くの人に使ってもらおう。
- ・ロゴの権利について  
著作権等の権利～能代市、使用承認等のルールづくり～バスケの街づくり推進委員会
- ・V I（ビジュアル・アイデンティティ）ガイドライン化について  
今年度中にV Iガイドラインを成案化し、26年度からの一般使用開始を目指す。
- ・使用するロゴについて  
一般的に申請して使用できるのは、メインロゴ（カラーとモノクロ）のみとする。  
3つのサブロゴについては、市または推進委員会だけが例外的に使用できるものとする。（サブロゴ応募者3人の了承済み。使用例：協力店の認定証のロゴ 等）

○検討事項

- ・使用料について（有償 or 無償、営利・非営利の別、営利の場合は寄付勸奨 等）
- ・対象者について（個人使用や市外使用でもOKか 等）
- ・承認基準について（ロゴ使用の用途を明確にしてもらおう～公序良俗に反しないもの、趣旨に反しないもの以外は、基本的に承認でOKか 等）
- ・使用条件について（情報の公表、年1回程度の調査協力（結果報告）等の条件）
- ・使用形態について（データ渡し or シール or…、シール代の実費負担 等）
- ・試行使用について（推進委員会のメンバーで試行的に使用）